

## 釜石市農業経営安定支援事業補助金（概要版）

物価高騰の影響により、農業経営の負担が大きくなっていることから、農業者の生産意欲の向上と経営の安定化を図るため、肥料費、電気使用料、出荷資材費及び農薬費の一部を支援します。

### <支援内容>

#### 1. 補助対象者及び対象作物

- 《補助対象者》 釜石市に住所を有する農業者（農家、法人）、農業者団体  
〔ただし、令和7年度において生産・販売実績があり、  
令和8年度も継続して生産・販売を行うことが条件です。〕
- 《対象作物》 販売を目的とし栽培される農作物  
〔ただし、米は対象外とします。〕

#### 2. 交付対象経費及び補助金額

令和7年6月1日から令和8年5月31日までに要した以下の経費。  
ただし、1戸当たりの補助上限は30万円。

交付対象経費	補助金額 (100円未満切り捨て)	農業物価指数 (令和7年平均)
① 肥料費	価格高騰分(※2)の1/2以内の額	140.4
② 電気使用料	価格高騰分(※2)の1/2以内の額	134.8
③ 出荷資材費(※1)	価格高騰分(※2)の1/2以内の額	120.1
④ 農薬費	価格高騰分(※2)の1/2以内の額	117.0

※1 出荷資材費：段ボール、出荷袋、トレイ、プラスチックパック、フルーツキャップ、その他消耗品に相当する資材

※2 価格高騰分：補助対象経費－（補助対象経費÷農業物価指数を100で除した数）

➡ 具体的な補助金の算定方法は裏面をご覧ください

#### 3. 申請期間

令和8年6月1日 ～ 8月31日

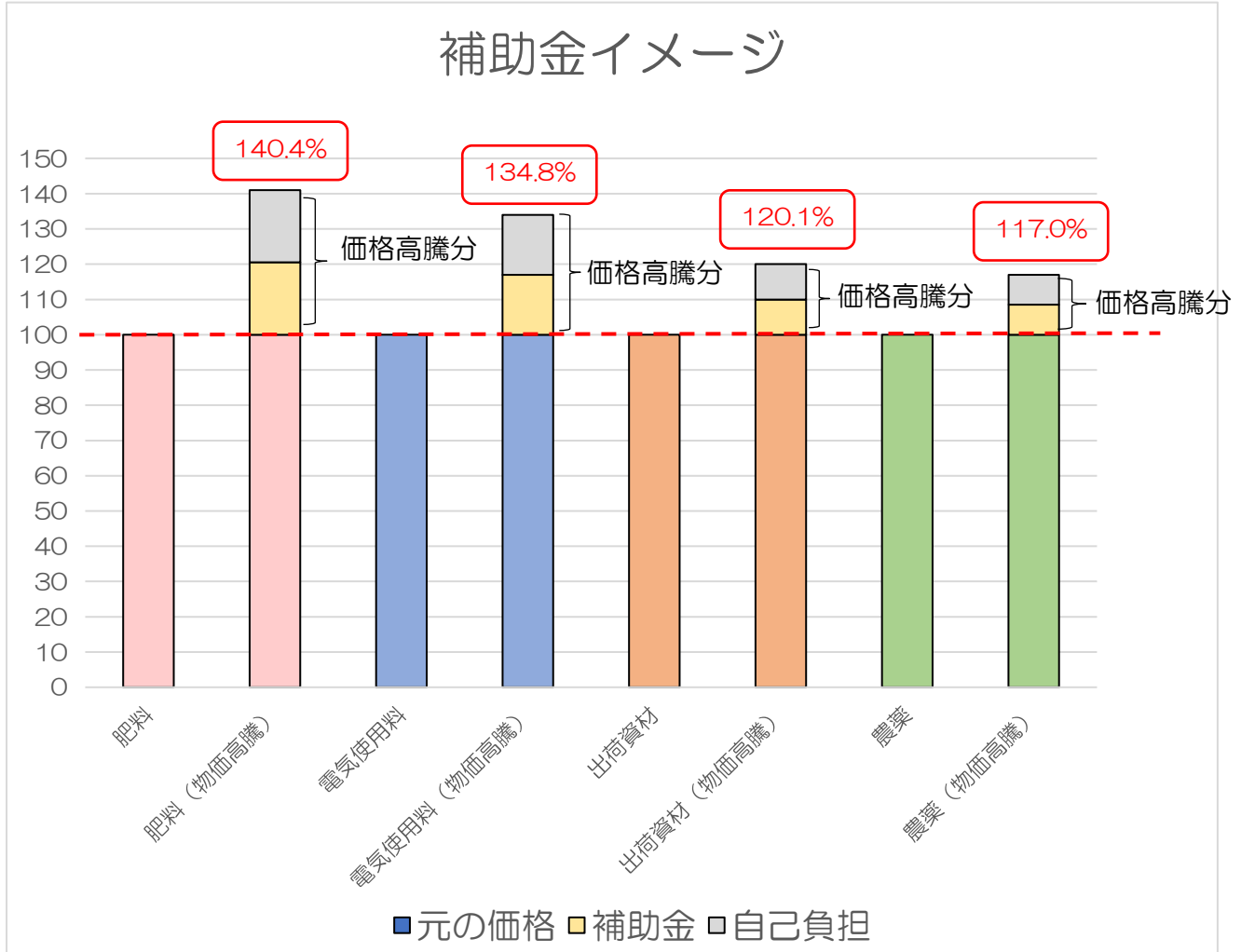


### <問い合わせ>

釜石市 産業振興部 水産農林課 農業振興係 電話：0193-27-8426（直通）

**釜石市農業経営安定支援事業補助金（補助金の算定方法）**

例) ①肥料を 10 万円、③出荷資材を 10 万円、④農薬を 10 万円購入した場合  
各交付対象経費の価格高騰分の 1/2 以内の額を支援



①肥料 100,000 円 - (100,000 円 ÷ 1.404) = 100,000 円 - 71,225 円 = 28,775 円  
28,775 円 ÷ 2 = 14,387.5 円 ≒ 14,300 円 (100 円未満切り捨て)

③出荷資材 100,000 円 - (100,000 円 ÷ 1.201) = 100,000 円 - 83,263 円 = 16,737 円  
16,737 円 ÷ 2 = 8,368.5 円 ≒ 8,300 円 (100 円未満切り捨て)

④農薬 100,000 円 - (100,000 円 ÷ 1.170) = 100,000 円 - 85,470 円 = 14,530 円  
14,530 円 ÷ 2 = 7,265 円 ≒ 7,200 円 (100 円未満切り捨て)

例) 補助金額合計 ①14,300 円 + ③8,300 円 + ④7,200 円 = 29,800 円